

審議会等会議録

審議会等の名称	第 1 回山口市住居表示審議会（小郡下郷地区）
開催日時	令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水曜日） 1 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
開催場所	小郡総合支所 1 階 第 1 会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	恒富竹司、野村聡美、小田小次郎、関本一秀、小田隆士、飯田博伸、久保田裕三、吉崎智博、藤井秀治、山中義治、石井寛、清水政人、丸田隆時、前田哲男（委員 1 4 名）（敬称略） 小郡総合支所長 山根賢司、地域生活部長 藤井英樹（幹事 2 名）
欠席者	吉富久悦（委員 1 名）（敬称略）
事務局	山本生活安全課長、立石副参事、白松副主幹、中尾主事（4 名）
議題	1 委嘱状交付式 2 会長・副会長の選任 3 諮問 4 議事 （1） 住居表示の実施区域 （2） 住居表示の方法 （3） 町の区域及び名称
内容	委嘱状交付式の後、前田哲男氏を会長に、恒富竹司氏を副会長に選任し、市長（副市長代理）から「住居表示の実施区域」「住居表示の方法」「町の区域及び名称」について諮問を行った後、会長の進行により議事に入った。 次第に基づき以下のとおり進められた。 〈事務局〉 －挨拶の後、委嘱状交付式を副市長により執行－ 〈副市長〉 －挨拶－ 〈事務局〉 －委嘱状交付式終了と審議会の開会を宣言－ －会長・副会長の選任につき推薦等がないため、事務局提案により、前田哲男氏を会長に、恒富竹司氏を副会長にお願いすることを提案－ 〈委員〉 －承認－ 〈事務局〉 －審議会の役割は、市長の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議することであり、本審議会では、地元で話し合われた事項を踏まえ、全市的な見地から、あるいは、各専門的な見地から審議し、より

適切な住居表示を実施していこうとするものである旨を説明－

〈副市長〉

－諮問－

- 1 住居表示の実施区域
- 2 住居表示の方法
- 3 町の区域及び名称

－諮問後、副市長は退席－

〈事務局〉

ここで委員及び幹事の皆様のご紹介でございますが、お手元にお配りしております配席図にて代えさせていただきます。また、会長、副会長各1名、委員13名、ならびに幹事2名の構成で進めさせていただきたいと存じます。

なお、本日の審議会を欠席されました「中央通区自治会長 吉富様」及び関係自治会の「東津中区長 吉武様」、「山手上区自治会長 国森様」、「山手下区長 塩川様」には、審議会資料の配布、審議内容の報告等をさせていただきます。

審議に入ります前に、住居表示につきまして数点ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。まず、これまでの経過でございますが、本市では平成19年3月に改定した「住居表示整備計画」に基づき、住居表示を実施いたしております。現時点では、59.0パーセントの実施率でございます。実施区域につきましては、これまで資料1のとおり順次実施してきております。

次に資料3をご覧ください。現在は、小郡下郷地区を5か年計画で実施しているところでございまして、今回の対象エリアは、3年目エリア②にあたります。

次に、資料2をご覧ください。「実施までの流れ」でございます。まず、「1経過」につきまして、3年目エリアにつきましては、令和3年度から実施に向けたご説明等を行ってまいりましたところ、令和5年8月から12月にかけて関係自治会長の皆様と改めて協議を行いまして、3年目エリアのうち、東津を中心とする3年目エリア①を先行実施することでご了解をいただき、令和7年2月15日の実施を目指して所要の手続きを進めているところでございます。これと並行して、今年度に入りましてからは、本年7月から8月にかけて、3年目エリア②の自治会長の皆様と協議を行い、その後、9月18日から23日にかけて、3年目エリア②の自治会に向けた住民説明会を開催し、住居表示の目的、スケジュール、町割・町名についてのご説明をさせていただいたところでございます。

次に、「2今後の予定」をご覧ください。1番上及び2番目の枠内が本日にあたります。「住居表示審議会へ諮問」として、先ほどありましたように3点の諮問事項がございます。その後、審議会での審議を経まして「住居表示審議会からの答申」を市長に提出していただく予定といたしております。

住居表示の実施にあたりましては、市議会において2回の議決をいただく必要がございまして、まず令和7年3月市議会において、「実施区域及び方法」につきましの提案をいたします。議決をいただいた後は、住居表示「実施についての、30日間の公示」を行いまし、その後の令和7年9月市議会において、「字の区域の変更及び町の区域の新設」につきましの提案をいたします。議決をいただいた後は、住居表示「実施後の手続き等についての住民説明会」を令和8年1月に実施する予定といたしております。

この住民説明会では、実際に住居表示が実施された後に必要な手続きについてのご説明をさせていただきますと共に、住所表記が変更になったこととお知らせするための無料のハガキの配布や、住所変更の手続きに必要となります住居表示変更証明書などの事前受付等についてのご説明をさせていただきます。

その後、「街区表示板及び町名表示板等の貼り付け」を行うこととなります。

そして、今回の地区の住居表示につきましては、現在のところは令和8年2月中旬頃の実施を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

それでは、これから審議に入りたいと存じますが、山口市住居表示審議会条例第7条第2項により、「会長は会務を総理し、審議会を代表する」こととなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、前田会長様にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈会長〉

－挨拶－

それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開について、お諮りします。原則公開ということでよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の実名を伏せた上で、公開したいと思います。よろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、議事録署名人2名を私のほうで指名させていただきます。

関係地区住民の代表として、小田様、関係行政機関の職員として、丸田様を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、審議に入りますが、諮問内容につきましては、お手元の資料1枚目の次第の「4 議事」に記載しております3点でございます。

まず、(1) 住居表示の実施区域について事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。赤囲みの部分が今回の実施区域の範囲となります。関係する自治会が大変多い地域となりますが、北側を四十八瀬川、西側は、柳井田区の一部について、国道9号線から西側に少し広がりますが、ほぼ国道9号線で区切り、東側を榎野川沿いに走る「県道新山口停車場上郷線」及びJR山口線の線路で区切り、南側は「県道江崎陶線」と「市道昭和通り山手線」で区切った区域となります。

面積は約93ha、世帯数は約1,700世帯、人口約3,200人となります。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

〈委員〉

質疑なし

〈会長〉

ご質問がないようでしたら(1)の住居表示の実施区域につきましては、(3)の町の区域及び名称とも関連がありますので、(3)と合わせて決を採ろうと思いますが、よろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、(3)と合わせて決を採らせていただきます。

続いて、(2) 住居表示の方法について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

住居表示の方法については、街区方式と道路方式の2種類があります。山口市においては、山口市住居表示実施要綱により街区方式を基本とすることとなっておりますが、審議会に諮って決定することとなっておりますので、2つの方法をそれぞれ説明させていただきます。

まず、街区方式についてですが、こちらがわが国での一般的な住居表示の方法となります。お手元の山口市住居表示パンフレット抜粋をご覧ください。

まず、左側の下段をご覧ください。

最初に、町割をします。町割とは、町の境界を道路、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設等によって区切ることをいいます。境界線は、道路、水路及

び鉄道等については、側線。東西に走る場合は南側、南北に走る場合は東側。河川については中心線をとることを基本とします。

次に、街区割りをします。右側の上段をご覧ください。

街区の境も、町の境に準じて、道路、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設等によって区切ります。この1つの街区の目安としては20～30戸としていますが、戸数よりも道路や河川などの地理的状況を優先して街区を定めています。

最後に、街区の中にある建物ごとに住居番号を付けていきます。

右側の下段をご覧ください。

番号の付け方といたしましては、街区の境界線に沿って住宅地であれば10mごとに原則右回りに区切ってまいります。この区切った中に基礎番号を定めていきます。青い丸で書いてある番号が基礎番号です。そして、各建物の住居番号は、各建物の出入口が接するところの基礎番号を用いて住居番号となります。

例えば、この区域が亀山町とすると、赤い②の街区の中の赤字で3と書かれている建物は、住所としては『山口市亀山町2番3号』といった表し方になります。

次に、もう1つの住居表示の方法である道路方式についてですが、こちらは、道路に名前を付け、その道路に面した建物に住居番号を付けていきます。

この場合、住所の表し方としては、例えば『山口市亀山通り10号』といったものになります。

この方法は、西欧諸国で一般的に使用されておりますが、日本国内においては山形県など一部で使用されているぐらいで、例外的なものとなっています。

事務局からは、以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

〈委員〉

質疑なし

〈会長〉

ご意見、ご質問がないようでしたら（2）の住居表示の方法については、山口市内の他地域との整合性を考慮したうえで街区方式ということになりますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、街区方式で決定いたします。

続いて、（3）町の区域及び名称について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

町の区域及び名称につきましては、これまで自治会連合会長様、各自治会長様、市関係部局において、協議・検討してきました結果、資料5を町割の案としております。資料5をご覧ください。

まず、北側から説明しますと、ほぼ柳井田自治会のエリアと重なりますことから「柳井田一丁目から四丁目」としております。「小郡柳井田一丁目」と「小郡中央通」の町界は、小郡中学校の敷地で分けています。また「小郡中央通」につきましても、ほぼ中央通区自治会のエリアと重なることからその町名にしております。

次に、「小郡蔵敷」につきましては、蔵敷区自治会におかれまして、令和4年1月に住民アンケートを実施された結果、蔵敷区の自治会エリアと重なる町割の部分については、「小郡蔵敷」として欲しいという意見が大半であったため、その要望を受け、「小郡蔵敷」という町名にしております。

続いて、南西側の町割につきましては、津市上区、津市下区、津市南区の自治会エリアと重なることから「小郡津市」としております。

続いて、「小郡本町一丁目から二丁目」でございますが、10の自治会エリア（東津中、蔵敷、新丁、田町、中央通、津市上、津市中、津市南、大正上、大正中）が混在している町割で、どこかの名前を採用するというのは難しい町割となっています。由緒ある名前ということで、南本町という三差路があること、旧山陽道沿いに栄えた市が「津市」であり、そこでもメインの通りの「津市通り」のことを「本町通り」と言っていたこと等を踏まえまして、その名称としております。

従来の名称を尊重し、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものとして、この町名を案としております。

あと、各町割りの面積についても、93haを9つの町割りとしておりますことから、多少の大小はありますが、平均10.3ha（103,000㎡）で資料9の山口市住居表示実施要綱の2ページ目第4の5町（丁目）の基準となる面積の住宅地域99,000㎡の基準に近い数値となっています。

事務局からは、以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

〈委員〉

津市上でございますが、小郡津市という区域は元来、津市から発生した区域であって、もともとの区域は原案の本町一丁目の津市通りというか、本町通りというか、その通りの付近から発生したところでございまして、本町一丁目の中で、本町通りから西側の区域は全部津市になるので、できたら、津市に入ってもらえないだろうかという意見がございましたので、可能であれば、小郡津市にしたいと思っています。

〈会長〉

ただいま、津市上区からご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

〈委員〉

田町区です。津市上区から提案がございましたが、田町区でも同様の意見があり一定の理解ができます。しかし、田町としては現在の案で通していただきたいというふうに考えております。よく理解していただくために、田町のこれまでの議論の経緯を申し上げますと、2つの論点がありました。どこの地区も一緒とは思いますが、1点目は、町割です。資料5を見ていただけますか。現在の案では小郡本町一丁目となる津市通りの北西側、津市上案では「津市」の北東端ですが、ここに田町の民家3軒、事業所が一つ、そして区のゴミ集積所があります。ここについて、本町二丁目にならないかという意見があります。そして、これの南側に水路があります。そこで、町割を道路ではなく、水路で行い、田町全体が本町二丁目に入れば、疎外感がなくなるという非常に強い意見が出ております

2点目が名称です。やはり新町名に「田町」を入れて欲しいという意見がございました。これら2点の意見につきまして、色々審議しましたが、事務局の情理ある対応もあって、将来のまちの発展に資するのであれば、「小異を捨てて大同に就こう」という意思形成がなされ、現在の案に賛同ということになっております。新町名につきましても、該当する自治会の名前が入っていない、どこのしがらみもない「本町」という、どちらかと言うと、将来を展望できるような良い名前であるというふうに考えております。そういったことで、もし、今回の津市上区のご意見が通るようであれば、当然持って帰って協議するようになります。しかし、ここまで各地区ともこの現行の案で意志疎通ができて、了解いただいているという大前提で議論しておったものがことごとく覆されるということになりますので、田町としても、当然異論が出てくるのは必定です。したがって、現段階でいけば、田町としても、町割を道路ではなくて、水路でもらいい、田町区全てを本町二丁目にしてくれということと、田町の名称を復活させてくれというような要望をせざるを得ないところでございます。

以上が田町区の意見でございます。ご検討をよろしくお願いいたします。

〈委員〉

新丁区です。よろしくお願いします。今、田町の区長さんがおっしゃいましたように、この町割りとは3年前から各地区で説明されておられまして、私も前任の区長さんから引き継いで、今日の審議会に進んだものと考えております。津市上区のお気持ちはすごくよく分かるのですけれども、それをおっしゃるようであれば、新丁区といたしましても、勘場があつたり、御茶屋があつたり、番所があつたという小郡宰判でも一番中心の地域でございます。私どもの「新丁」に住んでいる住民は、「新丁」という名前に愛着もありますし、ましてや、計り知れない誇りを持って生活をさせていただいております。やはり、新丁の名前を残してほしいという意見は多数届いておりますけれども、それぞれの意見を聞いては、

前に進まない、まして、先ほど事務局からも説明がありましたように、この本町一丁目から二丁目はかなりの数の自治会が入っていきまして、みんなが納得して前に進めるためには、やはり先ほど田町の区長さんがおっしゃいましたように、お互いに協力しあって、良いまちづくりをしていかなければならないのではないかとということで、今回、この場に臨んでおります。ただ、今のこういった新しい地区を作って欲しいという意見が通るようであれば、「新丁区」といたしても田町と同じように持ち帰って、また意見させてもらえればと考えておりますので、よろしくお願いします。

〈委員〉

大正上区です。昨年の審議会でも同じようなことがございまして、大正上の住民の住所が「東津一丁目」になるという事例がありました。説得に大変苦勞いたしましたして、住所が小郡下郷から東津に変わるだけで、自治会が変わるわけではないと説明をいたし、納得いただいております。併せて紛らわしいところには自治会プレートも貼ってもらえるということで、そこも住民の理解への後押しになっております。大正上といたしましては、今回は本町一丁目ということで、隣の区の名前ではございませんので、一定の理解は得られました。住民には今の町割で納得いただいておりますして、これから町割を変えとなると、東津一丁目に変わる方への申し訳もたたないことになります。ですから、少し前の住民説明会で住民に町割を示しておりますので、できればそのままの町割で実施してもらいたいというのが大正上区の意見でございます。

〈委員〉

失礼いたします。津市中区です。同じ自治会が同じ町名にというお気持ちは大変良く分かります。今、津市上区から津市通りで区切るというご提案がございましたが、津市中はですね、そこで区切ることになると、まったく、右、左で分かれてしまう訳です。だからと言って、大正通りで分ければ、津市中は一緒になるけど、そのために分断されるところが出てくるとか、なかなかうまくいかなくて、長年時間をかけて、市の方でここまで調整をして進めてきてくださっておられると思います。津市中の一人一人の住民の方にご意向を確認ということもなかなか難しゅうございまして、市の方で調整をしてくださっているところで原案として、お進めいただいたらなと思っております。本町通りという歴史まで紐解いてくださって、本町通りの名前を復活させてくださったんだっていうふうに思っておりますして、そうすると、私はまだここに30年ぐらいしか住んでないんですけど、もっともっと前に本町通りと呼んでいたところにお住まいだったご先祖様は喜ばれるのじゃないのかなというふうなことも思います。そういったことで、市当局のご努力に敬意を払いながら、原案でお進めいただけたらなと思います。以上です

〈会長〉

他にはいかがでしょうか。

それでは、事務局から説明をよろしいですか。

〈事務局〉

本来の津市はそこではないというご意見は以前からいただいておりますが、現在の自治会エリアと町割りが合致するところにはできるだけその名前を残していこうという考え方から南西の町割は「小郡津市」としております。

本来の津市というのが、室町時代（1408年）の津市開作まで遡ると、今回のエリアでは柳井田以外は津市ということにもなろうかと思えます。ある書き物によりますと、津市とは、小郡の中心をなす地で、榎野川の西岸、山陽道に沿ってできた市。古くは「津の市」と呼ばれていたそうです。江戸時代後期に長州藩が地史として書き残した「防長風土注進案」には、近世の津市は、山陽道の宿駅として本陣・天下御物送り番所・御茶屋などのほか、小郡宰判の勘場があると記されており、津市内の地名として、上之町（かみのちょう）・中市（なかいち）・下之町（しものちょう）・向土（むかいどう）・新丁（しんちょう）・田町（たまち）・蔵敷（くらしき）・沖田（おきだ）が記されています。このうちの沖田が今回の住居表示で「小郡津市」という住所になります。今、申しました歴史については、皆さんの方が良くご存じかと思えます。それなら由緒ある名前を採用するという事で全部津市にすれば良いじゃないかという意見もあろうかと思えますが、現在に至っては、それぞれの区で歴史を紡いできており、それぞれの区の名前を残したいという思いもあろうかと思えます。昨年度から今年度にかけて、各自治会長様のご意見を伺っておりまして、皆さんのご意見を反映できるところは反映しながら、町割案を作成いたしました。大半の自治会長には、「みんなが言いたいことを言ったら、まとまるものもまとまらないだろう。」とおっしゃっていただき、意見を抑えてもらっているところもございます。ご協力ありがとうございます。

先程申しましたとおり、この小郡本町一丁目から二丁目の町割に関しましては、紆余曲折あり、この町名に落ち着いたものです。様々、区としてご意見はあろうかと思えますが、ここが小郡の本当の町だということで、小郡本町一丁目から二丁目、この町割のまま進めてもらえたらと考えています。

〈会長〉

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にご質問、ご意見がございますか。

では、（3）町の区域及び名称につきましては、次回審議会において審議してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〈委員〉

すみません。巻き戻すつもりはないのですが、そもそもですね、前任の区長から私が引き継いだときには、津市とか蔵敷という名前はなく、全部、中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目となっていたものを引き継ぎました。先ほど、事務局の方から、本来の場所じゃないところが津市になっているという認識があるのであれば、小郡津市というのも無くして、小郡津市のところから小郡本

町一丁目、二丁目、三丁目としても良いのではないかと思います。本来の津市のところを津市にして欲しいという意見があるのであれば、津市という名前は無しにして、元に戻されるということもできるのではないかと提案させていただきます。

〈会長〉

他にはいかがでしょうか。

〈事務局〉

今、新丁区の方からご意見がございましたが、町割の案を引き継いだときには、柳井田が一丁目から三丁目、小郡津市は既に案としてあって、他は、中央一丁目から四丁目でした。小郡津市をなくして、全部中央にという意見も伺ってはいたんですが、さらには、本来の津市ではないところに津市ができているという意見もありましたが、先ほど、歴史を少し述べた際に、沖田が小郡津市になるという話をさせていただきました。沖田も津市内の地名ですから、本来の津市内の沖田に小郡津市ができたということにもなります。

この原案の小郡津市の部分を小郡本町にという意見が出ましたが、その議論を今から今回の審議会で調整するというのは難しいと思います。次回の審議会では、まず、津市通りで町割を区切り、津市通里から西側を小郡津市にするか否かということ審議いただければと考えています。今、新丁区から出た意見について、どうしてもその案でということが区の意見として出るのであれば、今回の審議会での調整は難しいと思います。

〈委員〉

先ほどの意見は、本来の津市じゃないところに津市があるっていうことであれば、無くしてしまえばいいのではないかという例えの話です。今の原案のままで良いのであれば、巻き戻す必要はありません。それを伝えたかっただけです。すみません。

〈事務局〉

ご意見ありがとうございます。ですので、次回については、津市上の方からご意見のあったところについて、様々な区からご意見がありましたので、そこを持ち帰っていただき、原案のまま進めていけるかどうかということを2回目の審議会の中で諮らせてもらえたらと考えています。事務局からは以上です。

〈会長〉

はい。ありがとうございます。

できれば原案のまま進めたいというのが、たぶん、大半の方のご意見とは思いますが、それを次回の審議会で諮らせていただくということでよろしいですかね。

〈委員〉

異議なし。

〈会長〉

	本日、議事（２）の住居表示の方法につきましては、「街区方式」とすることとなりました。 議事（１）の住居表示の実施区域及び議事（３）町の区域及び名称につきましては、次回審議会で最終的に決定をしていくということにしたいと思います。 それでは、事務局より連絡事項等ありましたら、どうぞ。 〈事務局〉 今回の会議録につきましては、完成次第、議事録署名人のお二方にご確認いただき、ご署名をいただいた後に委員の皆様へ送付いたします。 自治会長の皆様におかれましては、今回の審議会の内容につきまして、事務局でまとめますので、各自治会内で回覧などにより周知していただきますようお願い申し上げます。 また、今後、自治会住民の皆様からご意見等出ました場合は、生活安全課へおつながいただきますようお願いいたします。 次回の審議会開催の日程につきましては、１１月下旬を予定いたしております。改めて、日程調整の連絡をさせていただきます。 事務局からは以上です。 〈会長〉 それでは、本日の審議を終了いたします。 長時間にわたり、皆様お疲れ様でした。 本日はありがとうございました。 ー本日の審議会の終了を宣言し、会議終了ー
会議資料	１ 次第 ２ 山口市住居表示審議会委員名簿 ３ 資料１ 山口市住居表示実施地区一覧表 ４ 資料２ 実施までの流れ ５ 資料３ 住居表示実施事業実施計画（案） ６ 資料４ 住居表示実施区域（案） 住居表示実施区域（案）自治会名入り ７ 資料５ 町割（案） 町割（案）自治会名入り ８ 資料６ 山口市住居表示審議会条例 ９ 資料７ 山口市住居表示に関する条例 １０ 資料８ 住居表示に関する法律 １１ 資料９ 山口市住居表示実施要綱 １２ 山口市住居表示パンフレット抜粋
問い合わせ先	地域生活部生活安全課 TEL ０８３－９３４－２９８６